

カタログを配るだけで高収入の誘い 50万円で代理店登録したが

04 学生ローンが返済できず困っている。

トラブルの事例

友人から「通販カタログを配るだけで高収入が得られるアルバイトがある」と誘われ、説明会に行きました。①カタログを配って、相手がカタログ通販の会員になったら収入になり、②その人がカタログの商品を買ったら売上の何%かが収入になり、③さらにカタログ配りの代理店になる人を勧誘できたら大きな収入になるという話でした。代理店になるためには登録料が50万円かかるが、金利が安い学生ローンを紹介するし、簡単な仕事ですぐ返済できるから大丈夫としつこく誘われたので登録しました。

しかし、代理店になる人の勧誘は全くできず、学生ローンの返済ができず困っています。もう止めたいのですが返金してもらえるのでしょうか。（男子学生3年）

解決策

相談内容からいわゆるマルチ商法（連鎖販売取引）と判断されたことから、相談室担当の弁護士に相談しました。簡単なアルバイトと誘っていること（販売目的隠匿）、根拠もなく簡単に高収入と説明していること（不実告知）、学生に対し消費者金融から借り入れさせている（適合性の原則違反）など特定商取引法違反や無限連鎖講（ねずみ講）の疑いがあることから、弁護士を通じて販売店に対しその旨と、また書面の不備があることからクーリング・オフを書面で通知し、返金請求して返金されました。

POINT—●ここがポイント

マルチ商法被害では友人の誘いで断れなかったケースが多い。被害の実態を説明すると共に、友人の勧誘でも甘い誘いはきっぱり断る勇気を持つよう指導。

●クーリング・オフ書面の記載例

切手	□□□-□□□□	契約解除通知
簡易書留	○ ○ ○ ○ ○	契約書面受領日 平成○年○月○日
株式会社	○ ○ ○ ○ ○	商品(役務)名 ○○○○○○
代表者	○ ○ ○ ○ ○	契約金額 ○○○○○円
殿	(契約した販売業社の住所)	(販売員名) (○○○○)
	○ ○ ○ ○ ○	上記日付けの契約は都合により 解除(申込は)撤回いたします。
	○ ○ ○ ○ ○	つきましては、支払済みの○○○○円は直 ちに返金願います。なお、商品は早急に引 取ってください。
	○ ○ ○ ○ ○	平成 年 月 日
	○ ○ ○ ○ ○	住所
	○ ○ ○ ○ ○	氏名 (自分の住所などを記載)
	○ ○ ○ ○ ○	電話

◆知っておこうクーリング・オフ

何らかの方法で買わされた商品やサービスを、一定の期間内に契約解除の申し出をすることで無条件に解約できる制度を「クーリング・オフ」といいます。契約内容が記載された書面が渡された日から、訪問販売・キャッチセールスなどは8日間以内、マルチ商法は20日間以内ならば解約可能です。この期間を過ぎると解約が面倒になりますので、「おかしい」と思ったらずぐにでもクーリング・オフの手続きをさせてください。

葉書などに契約解除の旨を記し、コピーした上で必ず配達記録郵便で相手に送ります。そのままポストに投函すると、「受け取っていない」と開き直られることもありますので注意が必要です。なお、クーリング・オフ期間中に書面が相手に到着しなくても、発送が期間内ならばその消印が証拠となるため問題ありません。書面の書き方など、自分一人で不安な場合は学生相談室や消費者センターなどを訪ねさせましょう。